

技能労務職員等の給与の見直しに向けた取組方針

平成20年3月

1 現 状

(1) 職種ごとの人数、平均年齢、平均給与等及び民間従業員データ

区 分	公務員				民 間		
	職員数	平均年齢	平均給料月額 (千円)	年収ベース (千円)	対応する民間 の類似職種	平均年齢	年収ベース (千円)
全 体	14	40歳	319.4	5,742.1			
調理員	8	38歳	296.5	5,307.5			
運転手	3	50歳	391.1	7,067.1			
その他	3	38歳	309.1	5,575.9			

「平均給料月額」とは、19年4月1日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均です。

「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、調整手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当に期末勤勉手当の額を合計したものであり、平成19年度の給与支給予定総額を各職種別に平均した試算値です。その他とは、水道係員です。

(2) 年齢別職員数

区 分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上
全 体	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	0	0	0	0	5	3	2	2	0	0	2	0
調理員	0	0	0	0	4	2	1	0	0	0	1	0
運転手	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	1	0
その他	0	0	0	0	1	1	1	0	0	0	0	0

(3) その他給与に関する事項

ア 給料表
行政職給料表(二)適用

イ 昇格基準

毎年1月1日に前1年間における勤務成績に応じ、4号給(55歳を超える場合は2号給)を標準として昇給する。

2 基本的な考え方

技能労務職員の職務の性格や内容を踏まえつつ、国、県における同種の職員の給与及び近隣自治体の動向を参考とし、適正な給与制度・運用となるように努めます。

また、職員については、原則として退職不補充とし、民間委託及び臨時職員等の活用を図ります。

技能労務職に係る特殊勤務手当については、現在支給しておらず、今後も適正な手当の支給を図っていきます

3 具体的な取組内容

平成18年度から行政職給料表(二)を導入し、給与体系の見直し、適正化を図りました。

また、平成14年度から新規職員を採用しておらず、来年度退職者についても職員の補充は実施しない計画です。

4 その他

退職者不補充により、欠員となった業務については、当分の間、他の業務からの配置換え、一部民間委託や臨時職員で対応を図り、「民間にできることは民間に任せる」という視点から、可能な業務については、民間委託等を推進していきます。